

障害のある人もない人も

共に暮らしやすい西宮市に

西宮市障害を理由とする差別の解消及び

誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例

◆◆ 通称：西宮市障害者共生条例 ◆◆



西宮市キャラクターみやたん

西宮市

1. はじめに

わたしたちは、障害のあるなしにかかわらず、誰もがかけがえのない個人として尊重される権利があります。

しかし、障害のある人は周りの人に障害のことを理解してもらえずに、いやな思いをすることがあります。

そこで、西宮市では、障害のある人への差別をなくし、障害のあるなしにかかわらず、誰もが暮らしやすいまちをつくるため、「西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例」をつくりました。

2. 障害を理由とする差別って？

身の回りでこのようなことはありませんか？

- 1 障害があることを伝えると、それを理由にアパートの部屋を貸してもらえなかった。
- 2 車いすを利用していることを理由に、レストランへの入店を断られた。
- 3 障害のある人を無視して、介護者や付き添いの人にだけ話しかけられた。



このように、障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることを「**不当な差別的取扱い**」といいます。

- 1 耳が聞こえない人が、必要な情報を筆談で提供するように求めたが、音声のみで提供された。
- 2 目が見えない人が、目的地へ行くのにどの電車に乗ればいいのか、駅員に尋ねたが、説明されなかった。
- 3 知的障害のある人が、市役所の窓口でわかりやすく説明するように配慮を求めたが、何も対応されなかった。



このように、障害のある人が何らかの配慮を求めても、大きな負担とならないにもかかわらず、合理的な配慮を行わないことを「**合理的配慮の不提供**」といいます。

障害を理由とする差別とは「不当な差別的取扱いをすること」と「合理的配慮を提供しないこと」の2つで、誰もが障害を理由とする差別をしてはいけません。

また、障害のある人の中には意思表示をすることが難しい人もいるため、家族などが本人の意思を代弁した場合や、困っていることが客観的に明らかな場合も合理的配慮を提供する必要があります。障害のある人やその家族が差別を受けていやな思いをしないように、西宮市では条例をつくって、いろいろなことに取り組んでいきます。

3. 条例にはこんなことが書いています

障害のあるなしにかかわらず、誰もが暮らしやすい西宮市をつくることが目的です

次の4つの考え方を大事にします（基本理念）

- 障害があってもなくても、お互いに人格と個性を尊重します
- 市民と事業者、市役所が協力して、障害を理由として差別をしたり、されたりすることがないようにします
- 手話は日本語や英語と同じように、言葉（言語）であり、大事に受け継がれてきたものなので大切にします
- 手話や点字など、いろいろなコミュニケーションの方法で情報を得たり、伝えたりできるようにします



障害のある人とは？

身体障害や知的障害、精神障害、発達障害などにより、ふだんの生活を送ることに困難がある人のことをいいます。障害者手帳を持っている人だけでなく、難病の人なども含まれます。

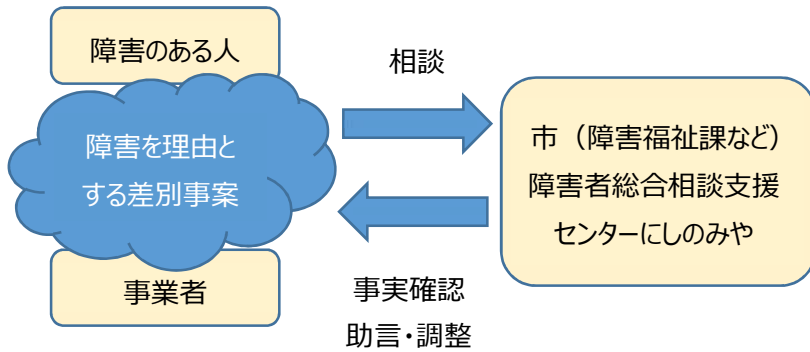
事業者とは？

西宮市で事業をしている人のことをいいます。商売をしているお店の人のほか、病院や薬局、福祉事業所、教育機関、NPO法人などで働いている人も含まれます。

4. 障害を理由とする差別をなくします

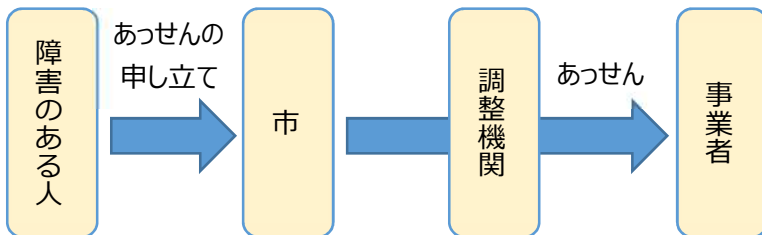
紛争解決のしくみができました

障害を理由とする差別があった場合は、市役所や相談機関に相談することができます。
相談を受けたときは、相手方に事実確認をし、調整します。



- 相談は、障害のある人だけでなく、その家族や支援者、または、事業者も行うことができます。
- 教育に関することは教育委員会、労働に関することはハローワークに相談することができます。また、兵庫県にも相談窓口があります。
- 相談先の電話番号・ファックス番号については、裏表紙をご覧ください。

それでも解決しないときは、あっせんの申し立てをすることができます。



あっせんとは、お互いの主張の要点を確かめ、解決に向けて話し合う手続きのことをいいます。

- 有識者等で構成される西宮市権利擁護支援システム推進委員会が調整機関としてあっせんを行います。
- 事業者が正当な理由なくあっせん案に従わない場合、市が勧告（協力を求め、はたらきかけること）を行います。
- なお、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときなど、特に悪質な場合はそのことを公表することができます。

条例のポイント！

この条例は、差別をしたとされる側を一方的に非難したり、罰を与えることが目的ではありません。

設備を整えることが難しいこともありますが、例えば、お店の入口に段差がある場合、スロープを設置することが費用の面などから難しくても、車いすを抱え上げることができれば、お店に入ることができます。

このように、差別の解消は、お互いに話し合い、いっしょに考えて、理解し合うことが大事です。

事業者や障害のない人も、気づいたことがあれば、気軽に相談してください。

「7. いっしょに取り組んでいきましょう」には配慮の例が書いてあります



5. 手話は言語です。大切にしましょう

耳が聞こえない人（ろう者）は手話でコミュニケーションをとり、気持ちを伝えあいます。

手話はコミュニケーション手段の1つというだけでなく、日本語や英語と同じように言葉（言語）であり、大事に受け継がれてきたものです。

手話は音声言語（日本の場合は日本語）と同じように大切な「言葉」です。

耳が聞こえない人（ろう者）からのメッセージ

社会では音声で会話をすることが多いです。でも、ろう者は聞こえず、うまく発声ができないので会話に入りにくいです。会議やセミナーに参加するには通訳が必要です。

わたしたちは手話でコミュニケーションをとるだけでなく、物事を考え、文化をつくってきました。しかし、手話が日本語のような音声言語とは違う独自の言語であることが理解されず、不便や不安を感じてきました。

手話がコミュニケーション手段の1つではなく、「言語」であることを理解してほしいです。



耳が聞こえない人（聞こえにくい人）全員が手話を使用しているわけではありません。人によって必要とするコミュニケーション手段は異なりますので、まずはその人がどんなコミュニケーション手段を求めているか確認することが大切です。

手話を大切にし、耳が聞こえない人（ろう者）の権利を守るために

- 市役所には手話通訳者がいて、相談や手続きのサポートをします。
- 病院やセミナーに行くときには手話通訳者を派遣します。
- 手話を学ぶ講座や手話通訳者を養成する講座を開催します。





🔍 西宮市 手話通訳派遣

🔍 西宮市 手話講座

みなさんも手話が大切な「言語」であることをご理解ください

6. いろいろなコミュニケーションの方法があります

障害のある人とコミュニケーションをとる方法には次のようなものがあります。

	手話 耳が聞こえない人などに、手の動きなどで伝えます。		要約筆記 耳が聞こえない人などに、話した言葉を文字にして伝えます。
	点字 目が見えない人などが触ってわかるように書いた文字で伝えます。		絵カード 言葉で理解することが難しい人に、絵や写真で伝えます。

ほかにも人によって、いろいろなコミュニケーションの方法があります。

言葉が通じないからといって、コミュニケーションを拒否することのないようにしましょう。

まずはその人がどんなコミュニケーション手段を求めているか確認することが大切です。

- 西宮市では、障害に配慮した、いろいろな方法での情報発信に取り組みます。
- また、いろいろなコミュニケーション方法について学ぶ場を用意します。
- 事業者には、筆談ボードや点字メニューなどの購入費用の補助をします。

知っていますか？「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」



耳が聞こえないことや内部障害があることは外見からはわかりにくいです。そのような人が援助や配慮を受けやすいように、西宮市では「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」を交付しています。「ヘルプカード」には、その人に必要な配慮を具体的に書くことができます。「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を持っている人を見かけたら、「困っているようであれば声をかける」「車内で席をゆずる」など、思いやりのある行動をお願いします。



7. いっしょに取り組んでいきましょう

市は障害のある人の社会参加を進めるため、市民、事業者と協力して、福祉以外のいろいろな分野でも取り組みを進めます。

障害福祉施策・
障害福祉サービスの充実

地域で必要な医療が
受けられること

災害時の安全・
安心の確保

住まいの確保

移動しやすい
環境の整備

働き続けられる
環境の整備

文化芸術活動
への参加

スポーツ活動
への参加

障害の特性に応じた教育を受けられること
障害の有無にかかわらず、共に学ぶこと



市は次の取り組みを行い、障害への理解を深めていきます。ぜひ市の制度もご活用ください。

あいサポート運動

障害のある人などが講師となって研修を行い、いろいろな障害の特性や障害のある人への必要な配慮を理解し、障害のある人へのちょっとした配慮や手助けができる「あいサポーター」を養成します。

🔍 西宮市 あいサポート



あいサポートバッジ

合理的配慮の提供支援（補助金）

筆談ボードの購入、点字メニューの作成、簡易スロープの設置など、事業者が障害のある人への合理的配慮の提供を行う際に必要な物品等の購入・工事にかかる費用を助成します。

🔍 西宮市 合理的配慮



この条例では、誰もが暮らしやすい西宮市をつくるために、市民・事業者・市が協力して取り組んでいくことを目指しています。しかし、具体的にはどのようにすればわからないこともあると思います。人によって必要とする配慮は異なりますが、例えば次のような取り組みが考えられます。



- 車いすに乗っている人や歩みにくい人がいるので、お店の出入口にスロープや手すりを設置する。
- 車いすに乗っている人と話をするときには目線の高さを合わせる。



- 目が見えない人には、書類を渡すだけでなく、読み上げて説明する。「こちら」「それ」ではなく、具体的に説明する。
- 点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かないようにする。



- 相手のペースに合わせて、ゆっくり簡単な言葉で話すようにする。
- 話すだけでは理解が難しい人には、文字で書いたり、図や絵を使って説明したり、わかりやすい資料をつくるようにする。



- 外見ではわかりにくくても、疲れやすい人や緊張しやすい人がいるので、休憩スペースや個室を用意する。

人によって必要とする配慮は異なります。困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いが必要かどうか確認してください。
思いこみや偏見で判断せず、一人の人間として接しましょう。

身体障害者補助犬

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。補助犬は障害のある人のパートナーであり、ペットではありません。社会のマナーについてしっかり訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。



ほじょ犬マーク

8. 条例全文

西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例

全ての市民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである。

しかしながら、障害のある人は周囲の理解不足や偏見等により、障害を理由とする不当な差別的取扱いを受けることがある。また、障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段の提供がなされないこと及び手話が言語であることが理解されないことにより、情報の取得や意思疎通ができずに自立や社会参加が妨げられている。

誰もが地域で、生き生きと自分らしい生活を送るためには、全ての市民等が市及び事業者と協力して障害に対する理解を深めるよう努めるとともに、障害のある人の自立や社会参加を妨げている社会的障壁を取り除き、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要である。

私たちのまち西宮市が、これまで障害のある人が地域で主体的に生活していけるよう取り組んできた歴史を基盤として、今後も障害を理由とする差別を解消し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消に関する基本理念及び市の施策の基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業を行う者をいう。
- (3) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (4) 社会的障壁 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (5) 多様な意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、音訳、字幕、文字表示及び平易な表現その他障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民等及び事業者は、次に掲げる基本理念に基づき、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するものとする。

- (1) 障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合うこと。
- (2) 障害を理由とする差別の解消について、相互に協力して取り組むこと。
- (3) 手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的遺産であることが理解され、尊重されること。
- (4) 障害のある人は、多様な意思疎通手段についての選択の機会が確保されること。

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害又は障害に関連する事由を理由として、障害のある人を排除し、又は正当な理由なしに、その権利の行使を制限し、若しくはその権利を行使する際に条件を付する等の取扱いをしてはならない。

2 何人も、障害のある人が現に社会的障壁の除去を必要としている場合であって、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消、多様な意思疎通手段の普及及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進のために必要な施策（以下「市の施策」という。）を実施することとする。

2 市は、市の施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するため、市民等及び事業者に、障害及び社会的障壁の除去の必要性に対する理解を深めるための啓発を行うものとする。

4 市は、西宮市立学校において、幼児、児童、生徒又は学生が、障害の特性に応じた教育を受けられるよう必要な措置を講ずるとともに、これらの者が障害の有無にかかわらず、共に学ぶことができるよう必要な取組を行うものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、障害及び社会的障壁の除去の必要性に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業を行うにあたり、基本理念にのっとり、障害及び社会的障壁の除去の必要性に対する理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消及び多様な意思疎通手段の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、市の施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の解消

(相談及び対応)

第8条 市民である障害のある人、その家族及び支援者並びに事業者は、市の相談窓口又は市長の指定する相談機関（以下これを「相談機関」という。）に対し、障害を理由とする差別の解消に関する相談を行うことができる。

2 相談機関は、前項の規定により相談を受けた場合は、必要に応じて、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 差別に係る事実の確認
- (2) 当事者（前項の規定により相談を行った者及び当該相談の関係者をいう。以下同じ。）に対する助言、必要な情報の提供及び調整
- (3) 関係行政機関への連絡調整

3 当事者は、前項第1号又は第2号に掲げる対応に対し、これを拒む正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

(あっせん)

第9条 前条第1項の規定により相談を行った者（事業者を除く。）は、相談機関が対応してもなおその解決が見込めないときは、市長に対し、障害を理由とする差別を行った事業者を相手方とする当該事案の解決のためのあっせんの申立てをすることができる。ただし、当該申立てを行う者が障害のある人の家族又は支援者であるときは、当該障害のある人の意に反してこれを行うことができない。

2 市長は、前項本文の規定によるあっせんの申立てがあったときは、当該あっせんの申立てに係る事案について、必要な調査を行い、あっせんを行うことの適否を決定するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、当該適否を決定することについて、西宮市附属機関条例（平成25年

西宮市条例第3号)別表に規定する西宮市権利擁護支援システム推進委員会(以下「委員会」という。)に諮問することができる。

3 前項本文の規定により調査を行う場合においては、あつせんを申し立てた者及びあつせんの相手方である事業者(以下これらを「あつせん当事者」という。)は、これを拒む正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならない。

4 市長は、第2項本文の規定によりあつせんを行うことが適当であると決定したときは、委員会にあつせんを行うよう求めるものとする。

5 委員会は、前項の規定によるあつせんの求めがあつたときは、必要に応じ、あつせん当事者の意見を聴取し、又はあつせん当事者に資料の提出を求め、事案の解決に必要なあつせん案を作成し、これをあつせん当事者に提示するものとする。

6 委員会は、あつせんに係る事案について、あつせんによる解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

7 委員会は、前項の規定によりあつせんを打ち切つたときは、その旨をあつせん当事者に通知するものとする。

8 委員会は、第5項の規定によりあつせん案を提示し、又は第6項の規定によりあつせんを打ち切つたときは、その旨を市長に報告しなければならない。
(勧告)

第10条 市長は、前条第5項の規定によりあつせん案の提示を受けた事業者が正当な理由なくこれを受諾せず、又は受諾したあつせん案に従わないときは、当該事業者に対し、これを受諾し、又は受諾したあつせん案に従うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対しその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
(公表)

第11条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

第3章 多様な意思疎通手段の普及及び情報の取得

(言語としての手話に対する理解の促進)

第12条 市は、基本理念にのっとり、言語としての手話に対する理解の促進を図るものとする。

2 市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、言語としての手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。
(多様な意思疎通手段の普及)

第13条 市は、多様な意思疎通手段の普及を図るとともに、その利用が促進されるよう努めるものとする。
(手話等を学ぶ機会の提供等)

第14条 市は、手話、要約筆記、点字又は音訳(以下「手話等」という。)を必要とする障害のある人、当該障害のある人の意思疎通を支援する者及び関係機関と連携して、市民等に手話等を学ぶ機会を提供するものとする。

2 市は、障害のある人の意思疎通を支援する者を養成するために必要な取組を行うものとする。
(多様な意思疎通手段による情報の提供)

第15条 市は、障害のある人が情報を円滑に取得することができるようにするため、多様な意思疎通手段による情報の提供に努めるものとする。

第4章 市の施策の基本となる事項

(障害福祉施策の充実等)

第16条 市は、障害福祉に係る施策及び障害のある人に対する福祉サービスの充実を図るものとする。

(医療機関等との連携)

第17条 市は、障害のある人が地域で必要な医療を受けられるように病院、診療所その他の関係機関との連携を図るものとする。

(災害時の安全の確保)

第18条 市は、障害のある人の災害時の安全を確保するために必要な取組を行うものとする。

(住まいの確保)

第19条 市は、住まいの確保に配慮を要する障害のある人に対し、居住支援策の実施に努めるものとする。

(移動しやすい環境の確保)

第20条 市及び事業者は、障害のある人が移動しやすい環境を確保するため、交通施設等の整備、交通手段の確保及び移動の支援等の必要な取組を行うものとする。

(就労の支援等)

第21条 市は、障害のある人の就労の支援のために必要な取組を行うものとする。

2 事業者は、障害のある人に対する雇用の機会の拡大及び障害のある人が働き続けられる職場環境の整備に努めるものとする。

(文化芸術活動への参加)

第22条 市は、障害のある人の文化芸術活動への参加を促進するために必要な取組を行うものとする。

(スポーツ活動への参加)

第23条 市は、障害のある人のスポーツ活動への参加を促進するために必要な取組を行うものとする。

(学校における障害等に対する理解の促進)

第24条 市は、西宮市立学校において障害及び多様な意思疎通手段に対する理解を促進するために必要な取組を行うものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(西宮市附属機関条例の一部改正)

第2条 西宮市附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の款西宮市権利擁護支援システム推進委員会の項中「審議」の次に「並びに西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例(平成31年西宮市条例第72号)の規定によりその権限に属させられた事項の処理」を加える。



みなさんの声をお聞かせください

障害を理由とする差別で困ったときなどは、下の相談窓口にご相談ください。

そこでの解決が難しい場合も、内容に応じた相談窓口が紹介されます。

また、障害のある人やその人の家族、支援者だけでなく、事業者や障害のない人も気づいたことがあれば、気軽に相談してください。

みなさんの積極的な声が、差別のない社会の実現につながります。

相 談 窓 口

■ 障害者差別相談全般

西宮市障害福祉課

電話：0798-35-3147 / ファックス：0798-35-5300

西宮市教育委員会（教育に関する相談）

電話：0798-35-3836 / ファックス：0798-36-1208

障害者総合相談支援センターにしのみや

電話：0798-37-1300 / ファックス：0798-34-5858

兵庫県障害者差別解消相談センター

電話：078-362-3356 / ファックス：078-362-3911

■ 人権相談

神戸地方法務局 西宮支局

電話：0798-26-0061 / ファックス：0798-26-0062

■ 労働相談

西宮公共職業安定所（ハローワーク西宮）

電話：0798-22-8600（内線42#） / ファックス：0798-22-8624